

住所変更に伴う手続き

◆市役所内での手続き

必要な手続き	手続きの内容	窓口
住民異動手続き ※枝番号の付定と同時に 行います。	住民票の住所を変更するため、住民異動手続きをしてください。 <u>同居している家族全員分の手続きが必要です。</u> 【必要なもの】 ・マイナンバーカード（外国人住民の場合は在留カード等も必要）	市民課 ※枝番号の付定は 市民課でのみ対応
年金受給	変更が必要な方には年金受給権者住所変更届をお渡しします。 ご自身で大宮年金事務所へ郵送してください。	国保年金課 両支所
国民健康保険	資格確認書等の住所変更手続きが必要です。 ・資格確認書（又は有効期限未到来の保険証） ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）	国保年金課 両支所
後期高齢者医療	資格確認書等の住所変更手続きが必要です。 ・資格確認書（又は有効期限未到来の保険証） ・限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、 特定疾病療養受療証（お持ちの方のみ）	国保年金課 両支所
介護保険（認定含む）	手続きはありません。後日新しい被保険者証等を郵送します。	介護保険課
障害者手帳 重度心身障害者医療費助成 自立支援医療 各種手当及びサービス	障害者手帳や受給者証、各種手当等の住所変更手続きが必要 です。 ・障害者手帳（身体、精神、療育） ・受給者証（重度心身障害者医療費、特別児童扶養手当、障害 福祉サービス、児童通所サービス、自立支援医療）	障がい福祉課 両支所
障がい者就労支援センター 登録者の方	障がい者就労支援センター（577-3518）へご連絡ください。	障がい者就労支 援センター
児童手当・こども医療費 児童扶養手当 ひとり親家庭等医療費	住所変更手続きが必要です。古い住所の証等をお持ちください。 ・こども医療費受給者証 ・児童扶養手当証書 ・ひとり親家庭等医療費受給者証	子育て支援課 両支所
未熟児療育医療	未熟児療育医療券を持参し、住所変更手続きをしてください。	鴻巣保健センター (子育て支援課母子保健担当)
幼稚園・保育園・認定こど も園等に在籍している方	保育課・両支所で住所変更手続きをしてください。	保育課 両支所
小・中学校に通っている方	各学校へ住所変更をした旨の連絡をしてください。	通学している学校
原動機付自転車 （125cc 以下） 小型特殊自動車	新住所の標識交付証明書をご希望の方は、差し替えができます。 【必要なもの】 ・旧住所の標識交付証明書 ・本人確認書類	税務課 両支所
上下水道を利用している方	経營業務課料金担当（577-8131）へご連絡ください。	経營業務課料金担当

◆必要に応じて、ご自身で住所の書き換えをおこなってください。

☐ パスポート（最後のページ） ☐ 母子健康手帳 ☐ 各種利用者カード など

◆市役所以外の住所変更手続き（主なもの）

対象となる手続き	窓口
土地登記簿、建物登記簿の所有者（権利者）の変更	法務局※
運転免許証、運転経歴証明書の変更	警察署・運転免許センター
自動車、二輪車等の登録変更 ・普通自動車、小型自動車の所有者等の住所、使用本拠 ・251cc 以上の二輪車の所有者等の住所、使用本拠 ・126cc～250cc の二輪車の所有者等の住所、使用本拠	埼玉県運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 TEL:050-5540-2027
軽自動車の所有者等の住所、使用本拠（三輪・四輪）	軽自動車検査協会 埼玉事務所熊谷支所 TEL:050-3816-3112
電気・ガス・携帯電話の契約者情報の変更	各契約会社
郵便局・生命保険・金融機関等の契約者情報の変更	取引のある郵便局や銀行等
勤務先・通学先への変更連絡	勤務先、通学している学校

※法務局の手続きでは、枝番号の付定時にお渡しする「住居番号変更通知書」をご利用ください。
（登録免許税が免除になります。）

